

平成 22 年度さいたま市食品衛生監視指導計画（素案）に寄せられたご意見と市の考え方

意見提出者 1 団体

意見数 12 件

NO.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
1		<p>全体として昨年度の計画に比べ市民にわかりやすい表記になったことや人材の育成、市民への情報提供など食品安全行政が進んできていることを評価いたします。</p>	<p>評価いただき、ありがとうございます。 引き続き、市民に分かり易い表記等に努めるとともに、食の安全確保対策を推進してまいります。</p>
2	<p>（ 2 ページ） ＜さいたま市食の安全確保のための推進体制＞</p>	<p>図中の「さいたま市食の安全委員会」を見ますと、平成 21 年度に比べ平成 22 年度の構成員で学識経験者は一人増えておりますが、消費者は増えておりません。食は人間が生きていく上で基本になるものであり、消費者は食に対し大きな関心を持っております。会議の場で市民の考えを多く聞くためにも専門家を増やすのではなく、消費者代表を増やしてください。委員構成比率でも消費者の割合が上がるよう特段の配慮を望みます。</p>	<p>ご意見のとおり、消費者の意見や考えを聞くことは大変重要ですが、一方、科学的知見に基づいた食品衛生行政を行うために学識経験者を増やすことも必要と考えておりますので、ご理解いただきたいと存じます。「さいたま市食の安全委員会」における消費者代表の人数については、今後も構成比率を検討してまいります。</p>
3	<p>（ 6 ページ） 3 監視指導対象施設及び監視回数</p>	<p>焼肉焼鳥店（過去の監視点数が 90 点以下の施設）が昨年に比べ増加しています。監視指導を強化してください。また、従業員への衛生管理の啓発と周知を徹底してください。</p>	<p>今後ともより効果的・効率的な監視指導に努めるとともに、食品事業者に対する食品衛生の最新の情報・知識の提供を積極的に行ってまいります。</p>

4	(8 ページ) (6) 収去等検査計画	残留農薬検査の項目では検査項目数が大幅に増加していることは評価いたしますが、検体数は増えていません。検体数も増やしてください。また、検査対象食品に加工食品も加えられるよう検討してください。	検査項目数及び検体数については、今後も検討を重ね、より効果的・効率的な収去等検査に努めてまいります。 また、加工食品については、国において検討開発中である試験法が確立した後に、計画に加えるよう検討したいと考えております。
5		自然毒の項目では対象食品が二枚貝と生あんとなっていますが魚類やタピオカ等も加えてください。	流通食品での検出事例等を参考に、対象食品等を選定しておりますので、必要があれば二枚貝と生あん以外の食品についても検討してまいります。
6		アレルギー物質の項目に卵、乳、小麦のたんぱくだけでなくそば、ピーナッツ、エビ、カニも消費者にわかりやすいよう明記してください。また、事業者に対しては表示を徹底するよう監視指導を強化してください。	ご指摘のとおり「そば、ピーナッツ、えび、かに」についても明記します。また、事業者に対しては、実務者講習会などを通じ、引き続きアレルギー物質表示の周知徹底を図ってまいります。
7		アフラトキシンやパツリンなどカビ毒の検査も検査項目に加えてください。	カビ毒の検査については、今後実施について検討してまいります。
8	(9 ページ) (8) 食肉衛生検査所における検査の実施 重点的検査業務 4 牛肝臓微生物検査	0157:100 検体となっておりますが、カンピロバクターも検査してください。また、消費者にわかりやすいよう明記してください。	カンピロバクターについては、「重点検査業務 3 牛、豚及び鶏の腸管内微生物保有状況調査」の中で、鶏の腸管内容物を検体として検査を実施しており、今後も引き続き調査を継続してまいります。また、牛肝臓での検査についても今後検討してまいります。

9	(10ページ) 食品等事業者の自主 管理と食品表示の適正化 の推進	食品事業者に対して HACCP 方式の考え方の導入...とありますが導入した事業者を認定等する制度を設け消費者からわかるような掲示を事業所に出すよう検討してください。(同じような制度に「埼玉県食品衛生自主管理優良施設確認制度」というものが存在します。)特にさいたま市は都市部にあり小売・レストラン等食品提供施設が多数存在し、県内外から多くの人が集まります。消費者が安心して利用できるようご配慮ください。	埼玉県をはじめとするいくつかの自治体で同様の認定制度が設けられておりますが、本市においても、食品事業者の自主衛生管理を推進し、消費者の皆様が安心できるよう、認定制度を含めた効果的な施策について検討してまいります。
10		食品表示に関しては不適正な表示が依然多数見受けられます。食品表示の適正化のため食品衛生法や JAS 法だけでなく健康増進法や景品表示法、計量法なども含め法令を遵守し、市民から信頼が得られるよう啓発と周知、監視指導を強化してください。	食品表示 110 番制度に基づく立ち入り調査や特定保健用食品の表示に関する調査など食品衛生法以外の法令にまたがる事案につきましても、関係部局と連携して調査及び指導に当たり、表示の適正化をすすめてまいります。 また、夏期及び年末においては、消費者庁からの通知に基づき、関連部局と連携して食品表示の監視指導を行ってまいります。
11	(11ページ) 市民への情報提供	市民や埼玉県民への食品等による健康危害発生防止のため、消費者団体との連携を図るとともに、各団体の会報誌等を活用するなど食品衛生に関する情報の提供を要望します。	今後とも消費者団体と連携して食品等による健康危害発生防止に努めてまいります。 各団体の会報誌等の活用につきましても、情報の内容(迅速性が要求されないもの)等を踏まえ、今後検討していきたいと考えております。

1 2		<p>「さいたま市食の安全委員会」を広く市民が傍聴できるよう、開催場所や開催案内の在り方を検討してください。例えば「埼玉県食の安全県民会議」のように広く市民が傍聴できることが望まれます。</p>	<p>「さいたま市審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき会議の開催案内（傍聴募集も含む）を市ホームページに掲載しているほか、ホームページ「日々の暮らし」及び「食育なび」にも開催案内を掲載しております。傍聴募集人員につきましては、過去の応募状況等を踏まえ5名程度としております。また会場につきましては、会議室の確保の関係等から、本庁舎や保健所における開催となりますので、ご理解いただきたいと思います。</p>
-----	--	---	---